

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和3年4月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を監護等している母又は父若しくは父母に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務等に取り扱う。 ①児童扶養手当の認定請求、認定請求に係る事実についての審査及び認定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ②児童扶養手当の手当額改定請求、額改定請求に係る事実についての審査及び手当額改定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ③児童扶養手当の未支払の手当請求、未支払の手当請求に係る事実についての審査及び未支払の手当請求の審査結果に係る請求者等への通知 ④児童扶養手当の届出、届出に係る事実についての審査及び届出の審査結果に係る請求者等への通知
③システムの名称	児童福祉システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、AI-OCR
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の37項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二(第13、16、26、30、47、64、65、87、116項) 番号法別表第二命令 第10-3、12、19、35、36、44、59-2条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 第57項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二命令」という。)第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原市役所 健康福祉部 子育て支援課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3513

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 第57項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二命令」という。)第31条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二(第13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116項) 番号法別表第二命令 第12, 19, 31, 35, 36, 44条	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 第57項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二命令」という。)第31条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二(第13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116項) 番号法別表第二命令 第10-3, 12, 19, 35, 36, 44, 59-2条	事後	
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I-1-③システムの名称	児童扶養手当システム、福祉共通システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	児童福祉システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ	事前	システムの更新に係る再実施による
令和3年3月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	I-1-③システムの名称	児童福祉システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ	児童福祉システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、AI-OCR	事前	利用システムの追加による